

主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4~6面 第54回定期大会議案
第1号議案、第2号議案
第4号議案

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3F
電話 03(3356)4479
【URL】http://www.t-zeisei.jp/
編集発行人 嶋崎 雄幸
広報委員長

持続化給付金の申請手続き

緊急要望が早期実現

令和2年5月1日、政府は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い営業自粛等により大きな影響を受けた中小事業者に対し、事業の継続と再起を自途とした「持続化給付金」を導入した。しかし、導入当初、本人によるWEB申請のみの受付となっていたことにより、電子申請が困難な者が多くみられ、税理士のサポートが不十分であった。本連盟では、いち早くこの現状を国会議員に伝え、改善を求めることが、迅速な給付金申請手続きに繋がると判断し、緊急要望書を作成し陳情を行った。

その結果は、中小企業庁による国会答弁を整理した内容である「持続化給付金の申請の支援に係る留意点について」として5月25日に東京税理士会のホームページに公表され、税理士として支援できる範囲が明確化された。

なお、陳情を行った国会議員は、次のとおり。

○5月18日 片山さつき参議院議員、松島みどり衆議院議員、木原誠一衆議院議員

○5月20日 越智雄雄衆議院議員、木原誠一衆議院議員、辻清人衆議院議員

○5月21日 鴨下一郎衆議院議員

「持続化給付金の申請手続きに関する緊急要望書」

令和2年5月20日
東京税理士政治連盟

- オンライン申請以外に、書面での申請も認めること
新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化した事業者に対する「持続化給付金」の申請受付が、5月1日より始まりまし。厳しい経営環境の中にある中小事業者にとって有用な制度であるにも関わらず、申請方法がオンラインのみに限定され、IT化の進んでいない事業者にとっては申請ができず混乱している状況です。迅速な給付をするためにも書面での申請も認めるべきです。
- 代行又は支援する専門家には手数料の予算措置を講ずること
給付金本来の趣旨から、その給付金から代行、支援手数料としての成功報酬を支払うべきではありません。現在、高額な報酬で代行する業者も現れ、給付金本来の目的が達成されないと思料します。よって、適正な手数料相当額を国家が負担し、予算措置を講ずるべきです。
- 給付金申請についての支援体制の拡充を図ること
申請者の中にはパソコン、メールアドレスを有していない者もあり、また、高齢者や外国人等は直接自身で申請することが困難な状況です。申請者にとって身近な相談相手である税理士などの専門家によるサポート体制の拡充を図るべきです。

第54回定期大会議案を決定

コロナ禍で研修会、懇親会中止

7月22日に開催した幹事会において、第54回定期大会議案を決定した。今回は、組織活動報告や収支報告、今年度の運動方針といった議案が付議されることとなった。また、令和2年度の収支予算については、各単位の政連の会員数が昨年より微増にとどまっております。員数の増減は本連盟の予算

松島みどりの議員(中央)



木原誠一議員(中央)



に与える影響は大きく、執行部としては引き続き会員増強を単位税政連に呼びかけていく意向である。

さらに、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施している「研修会」及び「懇親会」を中止することも合わせて決定した。こうした状況に鑑み、感染防止のため外出を控えている会員や当日体調がすぐれない会員については、参加を控えるように案内することとしている。

なお、8月19日に総務委員会、単位税政連会長・幹事長会議を開催し、定期大会に付議する議案に関する審議を行い了承された。

東京税理士会が税制改正意見書を議決

東京税理士会は、理事会の書面議決により、「令和3年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を議決した。この中で、以下の4項目が重要な改正要望事項として挙げられている。

重要な改正要望事項

- 消費税の税率を単一税率とすること。
- 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
- 役員給与と税制を抜本的に見直すこと。
- 災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用したうえで、翌年以降10年間の繰越控除を認めること。



コロナ禍で自粛が続く、オンラインも延期、なんとも暑い夏!そんな中、先日実家の両親と弟家族と食事会を楽しんだ。確かに不要不急だったのかも知れないが、電話やメールだけが身に染みる。優しい両親、元氣な甥・姪達を見て、全ての世代が幸せでないと豊かな社会は成り立たないと感じる。人は一人では生きていけない、他人を思いやり、努力しなくては。自粛しているからこそ心から感じる▼税理士の存在価値も改めて感じてもらえる機会ではないだろうか▼苦境に喘ぐ事業者にとって、税理士の存在は最後の命綱かもしれない。金銭面で助けることはできなくても話し相手になれるのかもしれない。税理士の社会的責任は今こそ問われているのではない。医療従事者のように治療や看護はできなくても、税理士にはできないことがあるはずである▼持続化給付金の申請手続きにおいて、東税政では緊急要望の早期実現を果たした。今後も困窮する中小企業者、個人事業者の声を届け、機動的に活動する税政連でなくてはならない。コロナ禍において税理士、税政連しかやれないことはきつとまだある。一人一人の想いの結果こそが政治であり、政治の力は未来への力になる。人はそこに夢と希望を感じる。

コロナ禍の国会陳情

会長あいさつ 名倉 明彦



会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症収束の見通しがたらない中、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金、東京都の感染防止協力金の申請等本来の業務以外でも多忙な日々をお過ごしのことと存じます。

は、同感染症の拡大により、東税政がかねてより要望していた所得税確定申告の申告期限が1ヶ月延長され、その後も弾力的運用となつています。また、時期を前倒して4月からインボイス反対を重点的に国会陳情を開始する予定でしたが、出鼻をくじかれました。

4月には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として持続化給付金の支給が決定され、申請受付が5月1日から始まりました。申請がオンラインによる本

人申請に限定されていることから各地で混乱が生じました。東税政では急遽、1・オンライン申請以外に、書面での申請も認めること、2・代理又は支援する専門家には手数料の予算措置を講ずること、3・給付金申請についての支援体制の拡充を図ること、という「持続化給付金の申請手続きに関する緊急要望書」を作成し、5月中旬集中的に国会陳情を行いました。その結果、①有償での申請フォームの記入、送信を支援することは行政書士に限定すること、②無償で申請フォームの記入、送信を支援することは可能③有償での申請手続きやWEB申請システムの操

作方法的説明、必要書類の確認等を行うことは可能。税理士のパソコンおよびメールアドレスを事業者の申請の為に利用することは、電子申請が困難な者への申請サポートを通じた支援として行うことは可能という答弁を中小企業庁から引き出しました。さらに第2次補正予算では、フリーランス等の個人事業者、新規創業者の申請の申立書に税理士の確認が必要とされました。

これにより会員の皆様も納税者のサポートがしやすくなったと思います。困っている納税者に手を差し伸べることは私たち税理士の責務です。国民のための税

理士制度及び租税制度を確立するための政治活動を行うことが東税政の目的であります。新しい陳情方法を模索しながら9月から令和3年度の税制改正要望の国会陳情を開始します。今後とも東税政へのご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

インボイス方式見直しを

日税連 税制改正に関する建議書概要

本年7月、日税連は「令和3年度税制改正に関する建議書の概要を公表した。本建議書の作成にあたり、①公平な税負担、②理解と納得のできる税制、③適正な事務負担、④時代に適合する税制、⑤透明な税務行政の5項目が基本的な視点とされ、また、全国15税理士会等の税制改正意見から32項目に建議項目が集約されている。

この中で、最重要建議・要望項目は、次の4項目となっている。

1. 適格請求書等保存方式(インボイス方式)を見直すこと
2. 消費税制度の簡素化を図るため、非課税取引を見直し、計算をできるだけ平易にすること
3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること
4. 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精

算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること

また、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書」も合わせて公表され、①欠損金の取扱いの拡充、②法人版事業承継税制に係る対応期限の延長、③役員給与の改定、④中小企業経営強化税制(C類型)の適用要件の緩和などが盛り込まれている。

なお、本連盟では例年、東京会の税制改正意見書を基に「税制改正に関する要望書」を作成しているが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、関連委員会の開催を見送れなかった。このため、議員への陳情など税制改正を要望する活動の際、日税連作成の「建議書の概要」を用いることが常任幹事会にて決定している。

論説

税理士個人と税理士会・税理士政治連盟の関係(強制加入・任意加入)についての論議は久しいのである

が、最近、いくつかの単位税政連において、税政連へ「当然加入」の観点から「税政連会員」の定義付けについて規約改正が行われた。

若手問題の争点は違つてはいるが、古くは昭和55年「南九州税理士会政治献金事件・税理士法改正運動資金」の特別会費徴収問題、最近では平成30年「栃木税政連・会員地位不存確認等請求事件」にて、税理士個人と税理士会・税理士政治連盟の会員資格との関係について裁判論争がなされたことは皆々

ご承知であろうと思う。東京税理士政治連盟規約には、税理士政治連盟の意義・目的について(第2条)「税理士の社会的使命に鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする」としている。

に関する「陳情」請願等の政治活動。②納税者の実態に即した租税制度の実現のための政治活動。③租税法主義に基づいた民主的税務行政実現のための政治活動。④単位税政連及び単位税政連会員に対し機関紙の発行などを通して

東京税政連会員の定義。最近、単位税政連において、「会員」についての規約改正がおこなわれている。これは「税政連の会員」とは、税理士会員をもって組織する(当然加入)。ただし、本連盟への入会を拒否する意思を表示した者に対しては入会を強要しない。」にある。

理士政治連盟活動によって得られた成果は、全税理士会員に及ぶわけである。税理士政治連盟活動の円滑な遂行のためにも組織率、会費収納率の向上が必要である。まずは全ての税理士会員が税理士政治連盟の定義・意義について、またその事業活動について充分理解していただくことが必要だと思つた。

税政連の活動においては、多くの会員の力の結集が無ければ理想の実現と目的の達成はあり得ない。各単位税政連で会員定義についての規約改正がなされ組織率・会費納入率の向上が実現されることを強く望む次第である。

会員の力の結集を目指して

情報提供。

また、事業活動について(第3条)、日本税理士政治連盟及び東京税理士会の支部区域ごとに組織する政治団体(単位税政連)と連携して、税理士及び納税者の政治意識の高揚を図り、以下の事業を行うと述べている。

- ①政府、政党及び国会議員等に対して(税制

次に東京税政連の構成及び本連盟について(第4条)、本連盟は東京税理士会の各支部会員で組織される単位税政連をもって構成するとし、7月1日現在の会員数がその会員数とされるとしている。

今まで述べてきた、税政連活動の意義・目的からすると「会員」定義はこれで良いと考ええる。なぜ全ての税理士に税政連の理解と積極的な参画を熱望するのか

国民・納税者のための租税制度を守り確立・発展させるために、また税理士制度を守るために税

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2020 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限定させていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

資料請求先
株式会社日税連保険サービス

〒141-0032
東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ [ぜいばいほけん](#)

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

欧州の付加価値税減税からみる消費税のあり方について

「当面の問題」シリーズ 133

I はじめに

世界各国でコロナ禍による経済政策が次々に打ち出されている。英国は、飲食・宿泊・娯楽の業界を対象に、付加価値税の税率を現行の20%から5%へ引き下げた。期間限定で、都市封鎖により発生した休業者を職場に戻し、自律的な成長路線に戻す狙いだ。他の欧州諸国でも付加価値税を引下げの動きが相次ぐ。ドイツは半年間限定で税率を19%から16%に、食料品の軽減税率も7%から5%に改めた。ノルウェーも公共交通運賃や宿泊料金に限り税率を引き下げている。

と、税の累積をインボイスによる前段階税額控除のメカニズムを用いることで簡素で強固な仕組みとなる。したがって、欧州では迅速かつ柔軟に付加価値税率の引下げによる消費喚起策が打ち出されている。

今後、日本でも欧州と同様の経済対策として消費税減税の議論がされるのではないだろうか。

そこで本稿は、わが国の消費税について、欧州の付加価値税とは異なる点に着目し、税収喪失リスクの観点から消費税のあり方について検討する。

II 消費税のメカニズムと収支差額に対する認識

消費税は、消費者を顧客とする取引(B2C)だけでなく、事業者間取引(B2B)も課税対象に加えたうえで、仕入税額控除により事業者の税負担を取り除き、消費者が負担した消費税のみが税収となる仕組みである。

したがって、B2Bにおいて、納税と税額控除による税が回転するのみの税(国庫(G)に税収は入らない。B2C取



引で、Cの税額控除がないことにより国庫に税収が入る。そうなるが、B2Bに課税することが無駄のようにも見えるが、このメカニズムが税の累積を排除し、取引情報の収集を可能とするのである。(図1)

わが国は、消費税の導入時に帳簿方式を採用していることから、事業者において、消費税の仕入税額控除は本当に必要なものである。税額控除は間接税が経済に歪みを与えないための工夫の一つであるが、交際費に係る消費税の仕入税額控除は本当に必要なものである。税額控除を要すれば、事業者への隠れた補助金になっている。この点の指摘もある。

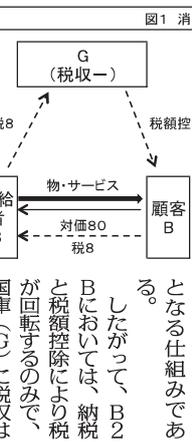
交際費の支出は、個人的消費と生産コストの両面があるのが一般的であり、その明確な線引きは困難であるが、飲食等については、一般消費者と事業者の間での公平負担の面からは検討すべき課題である。

しかし、事業者にとって有利なことから問題とはならず、一般消費者としては損したわけではなく、得することができないという間接的な不公平感であるため、問題の是正がされにくいという側面があり、組上には上がっていない。

欧州では、E/C付加価値税指令にしたがって、その範囲は国により異なるが、交際費等に係る仕入

III 事業者の交際費支出と仕入税額控除

事業者が接待目的で飲食した場合、支払った価格に



は消費税が含まれているが、その消費税は原則として仕入税額控除が認められることから、結果的に、税抜き価格で飲食することが可能となる。つまり国庫への税収はゼロである。税額控除は間接税が経済に歪みを与えないための工夫の一つであるが、交際費に係る消費税の仕入税額控除は本当に必要なものである。税額控除を要すれば、事業者への隠れた補助金になっている。この点の指摘もある。

交際費の支出は、個人的消費と生産コストの両面があるのが一般的であり、その明確な線引きは困難であるが、飲食等については、一般消費者と事業者の間での公平負担の面からは検討すべき課題である。

しかし、事業者にとって有利なことから問題とはならず、一般消費者としては損したわけではなく、得することができないという間接的な不公平感であるため、問題の是正がされにくいという側面があり、組上には上がっていない。

欧州では、E/C付加価値税指令にしたがって、その範囲は国により異なるが、交際費等に係る仕入

IV 免税事業者とインボイス制度

日本では、欧州とは異なり、免税事業者bとの取引(b2b)でも仕入税額控除の対象となる。顧客Bは収支差額に対する税との認識から仕入にかかる税を控除するのは当然の権利とみられているが、供給者bは納税義務を負わないことからの損失となる。特に基準期間の制度により、bは課税期間がいかに高額であっても免税となる一方で、Bは税額控除ができるのである。

欧州では、納税のない税額控除の発生による税収損失(遁脱)を防止する目的で国内取引にもインボイス

は消費税が含まれているが、その消費税は原則として仕入税額控除が認められることから、結果的に、税抜き価格で飲食することが可能となる。つまり国庫への税収はゼロである。税額控除は間接税が経済に歪みを与えないための工夫の一つであるが、交際費に係る消費税の仕入税額控除は本当に必要なものである。税額控除を要すれば、事業者への隠れた補助金になっている。この点の指摘もある。

交際費の支出は、個人的消費と生産コストの両面があるのが一般的であり、その明確な線引きは困難であるが、飲食等については、一般消費者と事業者の間での公平負担の面からは検討すべき課題である。

しかし、事業者にとって有利なことから問題とはならず、一般消費者としては損したわけではなく、得することができないという間接的な不公平感であるため、問題の是正がされにくいという側面があり、組上には上がっていない。

欧州では、E/C付加価値税指令にしたがって、その範囲は国により異なるが、交際費等に係る仕入

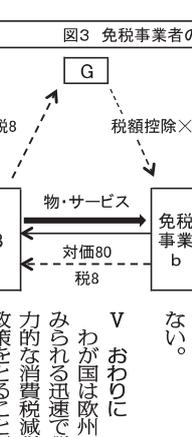
V おわりに

わが国は欧州でみられる迅速で弾力的な消費税減税政策をとることができただろうか。

フランスで誕生した付加価値税は、「消費の概念」を研究して生まれた税というよりは、執行面の工夫から開発されたものであり、消費そのものを課税対象とするものでない。その意味において、企業の消費(飲食等)は、一般の消費とのアンバランスにどう対処するかということになる。また、免税事業者を基準期間によるのではなく、真に詳細な事業者に限定した上で税額控除を認めるのは、取引の停滞を回避するためにも許容範囲であろう。

消費税の負担者は消費者であるが、法的には取引税として位置づけられる消費税法において、「消費者」という文言は存在しない。それが「事業者」のみに重点が置かれるが、「事業者」として有利なルールは、「消費者」が税収の損失を被ることになるのである。消費税は、双方を対象とした税として再構築すべきではないか。

ユヴァル・ノア・ハラリ『Homo Deus』の「オムレツを食べなければ、卵をいっか割る必要がある。」は、示唆に富んでいる。消費税を簡素で透明な制度とするためには、どの「卵」を割るべきだろうか。(政策副委員長・湊昭子)



【参考文献】
・沼田博幸「一般間接税としての消費税について」会計論第14号、「消費税の今後のあり方について」会計論第15号。

「当面の問題」シリーズ 133

税額控除の否認が行われている。

令和5年10月に予定されているインボイス方式の導入にあたり、事務負担もさることながら、免税事業者が取引から排除される可能性が議論されている。

図3は免税事業者の課税イメージである。供給者からの購入に負担した税8の税額控除は認められたいことから、課税の利益を維持するには対価を108に上げる必要がある。顧客が事業者の場合、税額控除がでなくなることから、バゲニングパワーによる不当な値下げ要求が懸念されよう。では、顧客が消費者の場合はどうか。免税事業者は、競争上、有利に立つのではないだろうか。消費者が同じ物・サービスを課税事業者から購入する価格は110となるからである。

つまり、免税事業者制度は、対消費者取引においては免税事業者を有利に扱い、事業者間取引では不利に扱うものとなる。免税事業者の顧客が事業者とは限らないことからすれば、取引からの排除を救済する帳簿方式維持論はあまり有効な反論を提示できない。

フランスで誕生した付加価値税は、「消費の概念」を研究して生まれた税というよりは、執行面の工夫から開発されたものであり、消費そのものを課税対象とするものでない。その意味において、企業の消費(飲食等)は、一般の消費とのアンバランスにどう対処するかということになる。また、免税事業者を基準期間によるのではなく、真に詳細な事業者に限定した上で税額控除を認めるのは、取引の停滞を回避するためにも許容範囲であろう。

消費税の負担者は消費者であるが、法的には取引税として位置づけられる消費税法において、「消費者」という文言は存在しない。それが「事業者」のみに重点が置かれるが、「事業者」として有利なルールは、「消費者」が税収の損失を被ることになるのである。消費税は、双方を対象とした税として再構築すべきではないか。

ユヴァル・ノア・ハラリ『Homo Deus』の「オムレツを食べなければ、卵をいっか割る必要がある。」は、示唆に富んでいる。消費税を簡素で透明な制度とするためには、どの「卵」を割るべきだろうか。(政策副委員長・湊昭子)

【参考文献】

・沼田博幸「一般間接税としての消費税について」会計論第14号、「消費税の今後のあり方について」会計論第15号。

フランスで誕生した付加価値税は、「消費の概念」を研究して生まれた税というよりは、執行面の工夫から開発されたものであり、消費そのものを課税対象とするものでない。その意味において、企業の消費(飲食等)は、一般の消費とのアンバランスにどう対処するかということになる。また、免税事業者を基準期間によるのではなく、真に詳細な事業者に限定した上で税額控除を認めるのは、取引の停滞を回避するためにも許容範囲であろう。

消費税の負担者は消費者であるが、法的には取引税として位置づけられる消費税法において、「消費者」という文言は存在しない。それが「事業者」のみに重点が置かれるが、「事業者」として有利なルールは、「消費者」が税収の損失を被ることになるのである。消費税は、双方を対象とした税として再構築すべきではないか。

ユヴァル・ノア・ハラリ『Homo Deus』の「オムレツを食べなければ、卵をいっか割る必要がある。」は、示唆に富んでいる。消費税を簡素で透明な制度とするためには、どの「卵」を割るべきだろうか。(政策副委員長・湊昭子)

フランスで誕生した付加価値税は、「消費の概念」を研究して生まれた税というよりは、執行面の工夫から開発されたものであり、消費そのものを課税対象とするものでない。その意味において、企業の消費(飲食等)は、一般の消費とのアンバランスにどう対処するかということになる。また、免税事業者を基準期間によるのではなく、真に詳細な事業者に限定した上で税額控除を認めるのは、取引の停滞を回避するためにも許容範囲であろう。

消費税の負担者は消費者であるが、法的には取引税として位置づけられる消費税法において、「消費者」という文言は存在しない。それが「事業者」のみに重点が置かれるが、「事業者」として有利なルールは、「消費者」が税収の損失を被ることになるのである。消費税は、双方を対象とした税として再構築すべきではないか。

ユヴァル・ノア・ハラリ『Homo Deus』の「オムレツを食べなければ、卵をいっか割る必要がある。」は、示唆に富んでいる。消費税を簡素で透明な制度とするためには、どの「卵」を割るべきだろうか。(政策副委員長・湊昭子)

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 6%OFF
- 8品目以上導入 8%OFF
- 10品目以上導入 10%OFF

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

※別添録音表・お買金のご負担をお願いいたします。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第54回定期大会議案(抜粋)

1号案 第1議案 令和元年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

令和元年度運動経過並びに組織活動報告

令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

一 運動経過の概況

本連盟は、令和元年9月20日開催の第53回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づいて、税制改正、税理士制度及び組織強化等の諸問題に対し積極的取り組み、税理士および納税者、中小企業の視点に立つて以下の運動を強力に展開した。

重点運動1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を旨とする運動を行う。

(1)税理士の資格に関し、税理士法第3条第3項の「公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を終了した公認会計士」は、税理士となる資格を有する者とする改正が平成29年4月1日に施行された。

本連盟は、税理士法第3条第3項の規定による税理士制度への影響を、引き続き注視して取り組んでいく。

(2)日本税理士会連合会は、令和元年5月に「次期税理士法改正に関する答申」を公表し、税理士会及び会員に対して広く意見募集を行った。本

連盟では、答申の内容について検討を進め、次の税理士法改正に向けて、税理士に対する社会的信頼の向上を図る観点から、更なる税理士制度の発展の実現のために運動を展開していった。

重点運動2. 税の専門家として、中小企業に過大な負担をあたらないこと、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

(1)令和2年度税制改正に関する要望等について
①本連盟の要望として、令和2年度税制改正に関する要望として、令和元年5月31日幹事会決定の「概要」及び「詳細版」に基づき、幹事会構成員等に単位税政連、税理士会、税理士会連合会、関係団体等に対し懇談会形式により、参議院陳情を9月4日・9日に実施した。

また、令和元年9月20日に開催した本連盟の第53回定期大会懇談会出席した国会議員等に対し要望書を手交した。

(2)令和元年12月20日に関連決定された、令和2年度税制改正大綱において、本連盟の要望項目に関する、次の各項目が、一部実現した。

①未婚のひとり親に対する税制上の措置
居住者か、現に婚姻をしていない者のうち次期控除要件を満たすものの寡婦又は寡夫である者を除く。(一)である

場合には、その者のその年の総所得金額等から35万円を控除する。

イ. その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有すること
ロ. 合計所得金額が50万円以下であること
ハ. その他住民票に一定の記載要件。
令和2年分以後の所得税について適用する。なお、給与所得者については令和2年分の年末調整において適用できる。

②寡婦(夫)控除の見直し
イ. 扶養親族その他その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることを加える。
ロ. 寡婦及び寡夫の要件に、住民票に一定の記載要件を満たすことを加える。
ハ. 現行の寡婦控除の特典を廃止する。

二. その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額を35万円に引き上げる。

令和2年分以後の所得税について適用する。

③中小企業等への支援として、交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長すること、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を

2年延長する。
イ. 対象法人から連結法人を除外する。
ロ. 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下に引き下げる。

(3)令和2年5月1日、政府は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い営業自粛等により大きな影響を受けた中小事業者に対し、事業の継続と再起を目途とした「持続化給付金」を導入した。しかし、導入当初、本人によるWEB申請のみ受付となっていたことにより、電子申請が困難な者が多くみられ、税理士のサポートについてもできる限り迅速に対応できるように「持続化給付金の申請手続きがスムーズに進むように」「持続化給付金の申請手続きに関する緊急要望書」を作成し、国会議員に対し陳情を行った。その結果、5月25日に東京税理士会HPにて「持続化給付金の申請の支援に係る留意点」について公表され、税理士として支援できる範囲が明確化された。

なお、陳情を行った国会議員は、次のとおり。
令和2年5月18日 片山さつき参議院議員、松島みどり衆議院議員
同 5月20日 越智隆雄衆議院議員、本原誠二衆議院議員、辻清人衆議院議員
同 5月21日 鴨下一郎衆議院議員
令和2年5月25日、東京税理士会と共催で「令和2年度税制改正の動向に関する勉強会」を参議院議員会館内の講堂にて開催した。これは、平成28年9月に片山さつき参議院議員からの「関係省庁ヒアリング」の実施の提案に基づき企画であり、昨年度に引き続き開催するものである。当日は、片山さつき参議院議員、西村新東京税理士会会長、西村新東京税理士会副会長、総務省、内閣官房、経済産業省及び中小企業庁から令和2年度税制改正に関する詳細な説明があり、これに対する参加者から多くの質問があった。

(5)令和元年10月2日に開催された自由民主党東京都支部連合会主催の「令和2年度税制改正等要望聴取会」に関係役員が出席し、要望書について直接要望を行った。

(6)令和元年11月14日、東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2019」を衆議院第一議員会館にて開催した。

このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会における議論の最新動向に関する理解を深めることにより、今後の税制改正活動の充実を目途としたものである。
当日は、東京税理士会の西村新会長の挨拶に続き、自由民主党東京都支部連合会会長の鴨下一郎衆議院議員から税制改正の動向を踏まえた挨拶があった。今回は2部構成の内容となっており、第一部は本連盟の菅原洋元政策委員長による「令和2年度税制改正に関する要望」の説明があり、続く第二部では、「令和2年度税制改正の動向について」をテーマとするパネルディスカッションを行った。

(7)令和元年11月1日に「自由民主党との朝食懇談会」を開催し、その中で「令和2年度税制改正の動向」について、本連盟の要望が実現した税制改正項目の「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し」
②中小企業等への支援として、交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長すること、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。
④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例について、その適用期限を2年延長する。

また、令和2年1月22日、「7歳未満児童の昼食懇談会」を開催し、自民・公明両党と同様に「令和2年度税制改正に関する要望(概要)」から同様の要望を行った。

(8)令和2年2月6日、東京税理士会と共催で「令和元年度 合同セミナー」を開催した。当日は、2部構成で進行し、第一部は、自由民主党・元総務大臣の野田聖子衆議院議員を講師に迎え、「みらいを、つかめ!多様なみなさんが活躍する時代に」をテーマに基調講演が行われた。

続く第二部では、「令和2年度税制改正大綱を読む」をテーマにパネルディスカッションが行われた。

(9)以上のような活動の結果、令和2年度税制改正においては、下記の改正項目については本連盟の要望の一部を実現することができた。
△本連盟の要望が実現した税制改正項目
①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し
②中小企業等への支援として、交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長すること、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。
④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例について、その適用期限を2年延長する。

△令和3年度税制改正等への対応について
新設の新型コロナウイルス感染症

大に政府が緊急事態宣言を令和2年4月7日に発出すること(以下、本連盟では4月7日に緊急事態宣言を「開帳」し、4月及び5月に開催される会談等の開催を見送ることを決定した。この影響により例年5月に本連盟にて決定している「税制改正に関する要望」の作成については見送ることとし、今後の活動については日税連作成の令和3年度税制改正意見書の概要を使用することを決定した。

3. 都政に関する要望について
(1)令和元年7月6日、幹事会構成員に対し、本連盟の要望書、都政に関する要望書、令和元年7月7日に関する書面決定を行い、それに伴い「都政に関する要望」(説明用詳細版)を策定した。
(2)当該要望書に基づいて、令和元年7月25日に都議会公開及び都民ファーストの会、同年7月28日に日本共産党東京都議会議員団、同年8月2日に都議会議員団、同年8月22日に都議会議員団、日本共産党民主体に「関係役員がそれぞれ出席し直接要望を行った。なお、ヒアリングを主催した都議会の各党派(都民ファーストの会、日本共産党東京都議会議員団、都議会公開明政、都議会議員団、都議会議員団、都議会議員団、都議会議員団)及び文書にて回答を要望した都議会議員団、都議会議員団、都議会議員団、都議会議員団)が回答を受けた。

重点運動3. マイナンバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

本連盟は、マイナンバー制度について、要望書において「法人番号の指定を受けること」となるものの範囲に個人事業主を加えること(一)を要望している。

マイナンバー制度については、税理士業務と密接に関係

していることから、引き続きその動向を注視していくこととしている。

重点運動4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。

1. 組織・財政基盤の確立について
(1)平成13年の改正税理士法が施行された平成14年4月から令和2年3月末までの間に、全国の税理士登録者数は128,222人増加した。このうち東京税理士会は6,107人増加しており、依然、東京税理士会へ集中する傾向が見られる。
また、東京税理士会の平成14年4月から令和2年3月末までの開業税理士数を比較すると12,966人の減となっている。一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和2年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は71.77%である。
公認会計士の資格での登録者数は全国で101,499人(令和2年3月末日現在)であり、平成14年3月末より4,486人増加した。公認会計士のうち税理士登録している者の割合は、令和2年3月末日現在、31.9%となっている。

(2)平成29年5月23日付で、本連盟の財政状態について今後の主な収入と支出の予測を示し、単位税政連からの会費収入が削減された場合は、現在の予算規模の活動は困難であることを伝えると共に、各単位税政連で平均10人、全体で4800人の増員する旨の依頼を行った。

本連盟は、平成30年度より9期連続の会員数減が止まり、平成30年度も前年度比で増加となり、令和元年7月1日現在の会員数は8,645人となっている(参考「令和2

年7月1日現在の会員数は8,648人(前年比3%増加)。
なお、引き続き組織基盤の整備が必要であることから、本連盟は、平成30年度より付随税政連宛に組織率向上のため会員増員の依頼を行っている。

2. 単位税政連規約の形式及び連盟規約改正の検討
本連盟は、平成30年6月1日付で各単位税政連に対し規約改正に向けた審議に入るよう依頼している。
しかしながら、新型コロナウイルスの影響による感染防止の観点により、単位税政連の総会が縮小開催されること予想されることから、今年度は、総会議案については必要最低限の審議のみとすることを依頼した。

なお、令和元年度末までに12の単位税政連が規約改正を行っている。
3. 組織化への対応
(1)東京都内の衆議院小選挙区3つの区に、単位税政連を3つの区に分け、ブロック別単位税政連後援会会議を開催した(下記一覧参照)。
当該会議では、本連盟及びブロック区域内の単位税政連、東京税理士会支部、税理士による国会議員等後援会により意見交換を行った。
なお、会議に先立ち「令和元年度ブロック会議事前アンケート」を実施し、集計結果を取りまとめ会議当日の資料として配付した。
(2)東京税理士会の「税理士証書交付式」において、本連盟及び単位税政連の関係役員が新入会員の加入促進のために、別掲のとおり勧誘活動を行った。
(3)東京税理士会の支部長、理事会に本連盟の会長又は幹事長が出席し、本連盟の活動報告を行った。
(4)「実会員」制による組

単位税政連規約の形式及び連盟規約改正の検討
本連盟は、平成30年6月1日付で各単位税政連に対し規約改正に向けた審議に入るよう依頼している。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による感染防止の観点により、単位税政連の総会が縮小開催されること予想されることから、今年度は、総会議案については必要最低限の審議のみとすることを依頼した。

なお、令和元年度末までに12の単位税政連が規約改正を行っている。

3. 組織化への対応
(1)東京都内の衆議院小選挙区3つの区に、単位税政連を3つの区に分け、ブロック別単位税政連後援会会議を開催した(下記一覧参照)。
当該会議では、本連盟及びブロック区域内の単位税政連、東京税理士会支部、税理士による国会議員等後援会により意見交換を行った。
なお、会議に先立ち「令和元年度ブロック会議事前アンケート」を実施し、集計結果を取りまとめ会議当日の資料として配付した。
(2)東京税理士会の「税理士証書交付式」において、本連盟及び単位税政連の関係役員が新入会員の加入促進のために、別掲のとおり勧誘活動を行った。
(3)東京税理士会の支部長、理事会に本連盟の会長又は幹事長が出席し、本連盟の活動報告を行った。
(4)「実会員」制による組

1. 国会議員等の税理士後援
 重点運動5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会で送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

重重点運動5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会で送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

なお例年開催している「東京青年税理士連盟との懇談会」及び「税理士校友会との懇談会」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催を中止した。

(7)組織委員会の活動方針である「税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士への加入勧奨を行う」の一環として、「TKC東京5政経研究会との懇談会」を開催し、単位税政連への加入促進等について意見交換を行った。

(8)北海道税理士政治連盟が幹事会となり、「東日本6税政連役員連絡協議会」が令和2年4月17日に開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため次年度に延期された。

(9)「税理士のためのポケットブック2020」を刊行し、東京税理士会の全会員及び単位税政連に配付したほか、単位税政連の会員増強に繋げるため、東京税理士会の証票交付式において新規入会者に対する単位税政連の会員勧誘用として配付するとともに、各種会議で使用するなど活用した。

(10)「税理士のためのポケットブック2020」を刊行し、東京税理士会の全会員及び単位税政連に配付したほか、単位税政連の会員増強に繋げるため、東京税理士会の証票交付式において新規入会者に対する単位税政連の会員勧誘用として配付するとともに、各種会議で使用するなど活用した。

織・財政両面での基盤づくりの一環として、平成8年から実施している「税政連サポート募金」を「Support 2020」として実施した。当該募金は、会員及び単位税政連の絶大な協力により、税政連からの会費収入の補充的な役割を果たした。協力いただいた会員には礼状を送付した。

第2号議案 令和元年度収支決算報告承認の件

令和元年度収支報告書
 令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

科目区分		科目	予算額	決算額	差異	摘要
会費	会費		47,542,000	47,547,500	△5,500	令和元年度会費
寄付金	寄付金		3,800,000	3,429,451	370,549	税政連サポート募金
	日税政助成金		360,000	1,565,800	△1,205,800	日本税理士政治連盟からの助成金
事業収入	機関紙広告料		13,024,000	12,974,800	49,200	兼務・兼読アーク協賛誌広告、ポケットブック(兼務)
	受託事業収入		3,300,000	3,300,000	0	受託事業企画運営費
	その他事業収入		1,950,000	1,496,000	454,000	大会祝金・懇親会費、朝食懇談会会費等
	事業収入計	(18,274,000)	(17,770,800)	(503,200)		
雑収入	雑収入		1,000	6,513	△5,513	受取利息ほか
当期収入合計			69,977,000	70,320,064	△343,064	
前期繰越金			11,017,963	11,017,963	0	
収入合計			80,994,963	81,338,027	△343,064	

科目区分		科目	予算額	決算額	差異	摘要
事業活動費	事業費		5,010,000	2,626,006	2,383,994	国対活動関係(朝食懇談会等)、選対活動関係、単位税政連との連携活動、東日本6税政連会議・ブロック別会議・セミナー・研修会関係、政策資料・要望書の作成、その他の事業
	資料作成費		300,000	206,360	93,640	頒布用資料作成(新入会員用ポケットブック)
	後援会助成金		900,000	600,000	300,000	設立助成金、活動助成金
	単位税政助成金		300,000	173,000	127,000	活動助成金
	広報活動費		11,150,000	10,876,915	273,085	機関紙発行費用ほか
	事業活動費計	(17,660,000)	(14,482,281)	(3,177,719)		
組織活動費	会議費		700,000	213,493	486,507	各種会議等に関する費用
	大会費		4,400,000	4,363,959	36,041	大会関係費用
	旅費交通費		2,600,000	1,623,392	976,608	旅費交通費
	渉外費		2,150,000	1,287,500	862,500	単位税政連、関係諸団体への祝金ほか
	組織活動費計	(9,850,000)	(7,488,344)	(2,361,656)		
日税政分担金	日本税政連分担金		27,619,200	27,619,200	0	令和元年度日本税理士政治連盟への分担金
経常経費	人件費		13,450,000	13,334,390	115,610	職員及び派遣・アルバイト員金等
	事務費		580,000	292,437	287,563	事務機器、事務用品、ネット環境利用・保守
	事務所費		2,600,000	2,466,947	133,053	事務室賃料、電気使用料、共益費
	通信費		700,000	487,409	212,591	郵便料金、電話・電報料金
	印刷費		1,600,000	1,331,019	268,981	封筒、名刺、振込用紙等印刷代、コピー代
	租税公課		870,000	827,300	42,700	消費税、法人郡民税
	雑費		350,000	285,927	64,073	振込手数料ほか
	経常経費計	(20,150,000)	(19,025,429)	(1,124,571)		
予備費	予備費		5,715,763	0	5,715,763	
当期支出合計			80,994,963	68,615,254	12,379,709	
当期収支差額			△11,017,963	1,704,810	△12,722,773	
次期繰越金			0	12,722,773	△12,722,773	

会設立支援について
 (1)本連盟は、単位税政連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立を促進しているが令和元年度は「加藤公一」を囲む税理士の会が解散した。これにより今年度未現在国会議員関係39後援会、自治体関係の後援会合計42後援会が設立されている。

(2)令和元年度においても、所得税の確定申告の期間中に東京税理士会の事務支援事業が実施された。当該事業の理解を深めるために、日本税理士政治連盟からの要請により、本連盟は、本年も単位税

政連をおとして東京税理士会各支部、税理士後援会と連携して、推薦国会議員等による視察への協力を行い、視察時の様子を本連盟機関紙第219号に掲載した。

重重点運動6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

(1)国税通則法の目的規定の改正については、要望書に「国税通則法第1条に『納税者の権利利益の保護に資す

る』を追加し納税者権利憲章を制定することについて継続して要望した。

(2)国税不服審判所は平成28年4月1日より改正国税不服申立制度が施行されたことを受けて、国税審判官の任用に関し、税理士等の民間専門家からの職員採用を公表してこの国税審判官(特定任期付職員)の採用について、国税不服審判所は、令和元年7月10日付で14名(弁護士4名・税理士6名・公認会計士4名)の民間専門家を選任し、官(特定任期付職員)として採用したことを公表し

た。

重重点運動7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

(1)旧規制改革会議(内閣府が設置した審議会)平成19年1月26日(平成22年3月31日)が公表した平成21年12月4日付の「更なる規制改革の推進に向けて」今後の改革課題」において、税理士と公認会計士の業務の相互参入について、「業務独占及び強制的な会費」についての具体的な議論はなされていないが、本連盟は今後も引き続き、税理士制度の根幹に関わる事項となる「資格者法入制度の見直し」、「業務独占資格」、「税理士と公認会計士の業務の相互参入」等について、政府機関等の検

討の動向を注視していくこととしている。

(2)TPPでは参加11カ国における協定が平成30年10月30日に発行されたが、その他にもTPPA(日本とオーストラリア)自由貿易協定(2015年)EPA(日本とEUとの経済連携協定)交渉の動向において、サービス部門における資格者参入の相互参入の関し、引き続き注視していくこととしている。

重重点運動8. 司法制度に対しては、国民のための司法6面につづく

申込受付中!

おしどり保障

- 税理士とその配偶者のみが加入できる"ご夫婦の生命保障"
- 新規加入は65才まで、保障は80才まで。

申込締切日
9月18日(金)



詳しくは8月17日発行の「日本税理士共済会からのお知らせ」をご覧ください

個人年金

- 旧個人年金保険料控除が適用。
- 新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。
- 職員の方も個人で加入できます。

申込締切日
9月30日(水)



にちげいきようさい
 日本税理士共済会
 〒141-0292 東京都目黒区大塚1丁目3番5号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

5面からつづく

制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえ、積極的な役割を担うための運動を行う。

(1)平成16年に法整備された司法制度改革では、法曹人口増加策、日本司法支援センター(法テラス)の設置、裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化等の事項や、公認会計士試験制度改正(平成18年から実施)に伴い金融庁の方針による公認会計士増加策が加わるなど、税理士制度や業務への影響が考えられる事項の実状を注視していくこととしている。

一方、公認会計士試験については、「合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないことに加え、監査法人による採用が低迷していること」を鑑み、平成23年以降、当面の合格者数については、金融庁としては、1500人程度から2000人程度を目安として運用されることを望ましいものとする。平成23年1月21日/第10回公認会計士制度に関する懇話会との金融庁の方針に基づき、合格者数は減少している。なお、令和元年の公認会計士試験数は、対前年比114人増となり、近年増加傾向にある。

また、司法試験については、受験回数を緩和する司法試験法の改正が行われ(平成26年)、法曹養成制度改革推進会議(平成27年6月30日)は今後の司法試験合格者数を1500人程度とする方針を打ち出した。令和元年の司法試験合格者数は1337人であり、ほぼ政府の目標に近い数字となった。今後については、両試験の合格者数や受験者数の減少、

法科大学院の淘汰、会計大学院の募集中止・定員割れなどの動向を注視し、司法制度改革と税理士制度に与える影響を引き続き注視していくこととしている。

(2)平成20年の税理士法改正において、「税理士法第3条(税理士の資格 第1項)第3号・4号及び第9項の廃止を要望していたことから、弁護士及び公認会計士におけるそれぞれの税理士登録者数の人数については、引き続き注視していく必要がある。」

重点運動9:被災関連税制については、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

平成20年度税制改正において、「災害」に特別立法を措置してきた規定を各税法に規定することが、災害に関する基本法に明文化されたことを受け、引き続き災害関連税制については注視していくこととしている。なお、日税連の「令和3年度税制改正に関する建議書(令和2年6月)」では、「災害損失控除を創設することにより、相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けることが要望されている。」

重点運動10:税理士に期待される社会的役割を踏まえ、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審判制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

(1)東京都内における登録政治資金監査人への登録者は、令和2年3月6日現在で1547人となっている。

なお、上記の登録者数のうち、東京税理士会に所属している税理士は約970人である。(2)税理士の積極的な活用策を推進していくこととしている。

重点運動11:税理士法第52条違反行為、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。

平成19年4月1日に施行された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく「裁判外紛争解決手続(ADR)」において、業務内容が税務の分野に及ばないよう引き続き注視していくこととしている。

重点運動12:国及び地方公共団体の会計制度改革(様式簿記・発生主義改革)の実現のための運動を強力に行う。

重点運動13:国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のた

め、租税教育及び簿記会計の普及、促進を行う。

国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、租税教育を積極的に推進するよう要望した。

また、都内の小、中、高校において租税教育を実施する際、租税教育講師等に登録する東京税理士会の推薦する会員を活用するよう東京都に要望した。

重点運動14:本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

1. 広報活動について (1)本連盟機関紙「東京税政連」を第216号から第219号まで発行し、税制改正および組織・財政問題など本連盟の政策及び活動について積極的にPRを図った。

機関紙には、要望書をはじめ本連盟の活動に関する各種資料やレポート、解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために積極的な役割を果たした。

第216号から第219号に掲載した資料、レポート等は次のとおりである。 (1)本連盟の要望書、その他の資料 (2)本連盟の要望書「令和2年度税制改正に関する要望書 重要事項(第216号)」

「令和2年度与党税制改正大綱」から「個人所得課税」「資産課税」「法人課税」「消費課税を抜粋して掲載(第218号)」

「当面の問題」シリーズ: (1)第216号「雇用による問題点の解説等」 (2)第217号「確定申告期限の見直し」(政策委員・菅原祥元) (3)第218号「貸付金債権の評価」(政策副委員長・鈴木茂和)

第219号「年末調整の携について」 本連盟は、各界の関係団体との幅広い連携を重点施策の一つとしているが、その活動の「環」として、東京税理士会との連携、令和元年10月7日に「第27回中小企業関係団体との懇談会を開催した。

見直し(政策副委員長・香山正男) (2)ホームページに、本連盟の各種要請書、説明資料や各号の機関紙、活動報告などを掲載し、本連盟の広報活動を促進した。

第4号議案 令和2年度組織活動方針決定の件

令和2年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

- 一 政策委員会
 1. 本年度運動方針に基づき具体的な政策を企画立案する。
 2. 中小企業団体、報道関係者、消費者団体、他土業団体等との連携強化策を企画立案する。
 3. 規制・制度改革、構造改革と並行して国際化、情報化、多様化が急速に進む社会の変動を踏まえて、本連盟の長期的政策を検討する。
 4. あるべき税理士制度の構築に向けて検討を行い、必要な施策を講じる。
 5. 東京税理士会との連絡調整を図る。
- 二 財務委員会
 1. マイナス収支による危機的財政状況を脱するため、単位税政連及び本連盟各委員会と連携し、会員数増強による会費収納率の向上を図り、持続可能な財政基盤の確立を目指す。
 2. 前年度に引き続き、効果的かつ効率的な予算執行に努める。
 3. 政治資金規正法の理解と、政治資金に対する正しい認識の研修と普及に努める。
- 三 組織委員会
 1. 本連盟の更なる組織強化のため、単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。
 2. 税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士への加入勧奨を行う。
 3. 東京税理士会、支部及び単位税政連との一体的活動を図るための諸施策を検討し、その連絡調整を行う。
 4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びブロック別単位税政連会議を主宰する。
 5. 証票交付式において新規登録者に対し、税政連への加入勧奨を行う。
 6. 財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。
- 四 国対委員会
 1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の施策実現のための必要な政治活動を行う。
 2. 税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るための活動を行う。
 3. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。
 4. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。
 5. 中小企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。
 6. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
 7. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。
- 五 広報委員会
 1. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。
 2. 各単位税政連並びに国会議員等後援会の活動状況を紹介する。
 3. 改正税理士法のその後の動向を注視し、機関紙及びホームページを通じて会員への情報提供を行う。
 4. 納税者、議員、中小企業団体等に対して本連盟の事業活動を積極的にPRする。
 5. 全国の各税政連と交流し、情報の交換を図る。
 6. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報のメール配信を行う。
- 六 後援会対策委員会
 1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織強化と活動活性化を支援する。
 2. 後援会に関する諸規定の制定・見直しを必要に応じて行う。
- 七 推薦審査会
 1. 各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。
- 八 規約改正推進特別委員会
 1. 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

日税グループ
(税理士界一筋おかげまで48年)

株式会社 **日税ビジネスサービス**
TEL.0120-155-551

株式会社 **日税不動産情報センター**
TEL.03-3346-2220

株式会社 **共栄会保険代行**
TEL.0120-922-752

株式会社 **日税サービス**
TEL.0120-312-112

株式会社 **日税経営情報センター**
TEL.03-3345-0600

「税理士とその関与先のために」
この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

私のスナップ

市川潤 (渋谷)



令和2年2月4日、横り時短勤務にしたり努力
 浜港に停泊させられた夕を重ねているところであ
 イヤモンド・プリンセスを重ねているところであ
 爆発的に新型コロナウイルスの加入の勤務を対面式
 ルスが蔓延しました。政 月は登録調査自体が中止
 宣言を発することとなり、7月から対面式
 の一途を迎えています。 感染防止策として換気
 世界中の誰もがこのような マスク着用、ソーシャル
 な事態を予測することは ディスタンスに気を配り
 なく、特に今年は東京オ アクリル板での衝立をし
 リンピック・パラリンピ の面談となっておりま
 ックが開催される予定で す。とにかくお互いに感
 じましたが、延期されること 染しない、させないを徹
 など予想だにしないこと 底することとなります。
 ことです。 このような状況が1日も
 当然、我々税理士も急 早く収束し、今までのよ
 激な変化に対応するべう な毎日が戻ることを願
 く、テレワークを行った っつてやみません。

緊急事態宣言は解除には
 なりましたが、まだまだ不
 安な日々です。
 昨年まで、普通に見かけ
 たマスクでしたが、1月に
 なりあつという間に店頭か
 ら消えてしまいました。た
 かがマスクとは言えない状
 況に唾然としました。
 2月の初めにたまたま、
 ドンキホーテで小さ目マス
 ク1箱(60枚)を457円
 で買うことができました。
 今までは、1箱500円



国会陳情報告
 本連盟では例年、9月上
 旬に一斉陳情を実施してい
 ますが、それに先立ち木原
 誠二議員(8月20日)写真
 ①II及び平将明議員(8月
 21日)II写真②IIに対し陳
 情を行い、令和3年度税制
 改正に関する要望を行いま
 した。※陳情の詳細な内容
 は次号にて報告します。

ほのぼの喫茶室【救急の日に感謝!!】

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

ニッポンの医療に感謝!
 そうニッポンの医療に感謝!
 というのも

本日は9月9日で救急の日です!
 医療従事者のみなさん、ありがとうございます!

◇税理士後援会の活動

- 大森地区の税理士による平将明後援会総会 (R2. 4. 23)
 - 石原ひろたか後援会総会 (R2. 6. 22)
 - 小田原潔後援会総会 (R2. 7. 2)
- ※上記は何れも書面決議

6月末に、ドラッグストアにユニチャームの超快適7枚入りを半ばりに見る事ができました。そんな折、シャワーのマスクの当選メールが届きました。ちょっと高いけどなかなかので注文しました。日本製マスクにほっとする思いです。
 マスクのお陰で、生活必需品を備蓄しておくことの大切さを思い知りました。(M・M)

東税政ホームページにアクセスしてください!
 ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索

小学校時代にソフトボール部、中学校時代に軟式野球部、高校時代にバレーボール部、大学時代にテニス部に所属しスポーツ好きの私がコロナの影響でこれ程運動しなかつた日々は無く健康管理が不十分でした。算り、この金額は法人税の支部の厚生部活動、各会 税収1年分を大きく超えて合など中止
編集点描 コロナウ
 になり各会員との交流もな
 くなり税理士政治連盟活動
 も縮小しております。最近
 は益々税理士の活躍の場が
 広がっております。税理士
 制度等をより良くするため
 税理士政治連盟活動にご協
 力お願い申し上げます。(荻窪・久保木)
 な福を乗り越えたいと思
 います。(杉並・木下)

1万筆以上の税理士集団
TKC全国会

金融機関との関係に
 いい関係に
 なってきた。

金融機関への決算書等の提供は、紙から電子へ。
 中小企業の成長を支援する「TKCモニタリング情報サービス」

- 全国の金融機関の9割が導入。金融機関との関係強化が図れます。
- 自動的に金融機関へ開示。決算書の信頼性が高まります。
- 毎月訪問して経営をチェック。企業の成長に寄与します。

【TKCモニタリング情報サービスとは】

- 1 決算書等提供サービス
- 2 月次試算表提供サービス

TKC FinTech TKCモニタリング情報サービス

1日あたり
 100円から
 24万円

TKC全国会 〒162-8585 東京都新宿区西新宿2-8-1 西2ビル4階
 ☎03-3222-0120-860-316 https://www.tkc.jp/

